

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第72号



急増する「フィッシング詐欺」

あやしいメールに気を付けて！

フィッシング詐欺とは、実在の企業になりすましてメールを送り、これらの公式サイトとそっくりの偽サイトに誘導し、個人情報を入力させて盗み取る詐欺をいいます。なぜフィッシング詐欺と呼ばれるかというと、個人情報を「釣り上げる」ためといわれています。被害を防ぐために具体的な事例を知っておきましょう。

■事例①

偽の宅配業者からの「お客様宛てにお荷物のお届けにあがりませんが、不在のため持ち帰りました。配達物は下記によりご確認ください」という不在通知を装ったSMS（電話番号で受け取るメッセージ）から偽サイトに誘導された。

■事例②

携帯電話会社をかたる偽メールが届き、IDやパスワードを入力したところ、身に覚えのない高額商品の請求が来た。

■事例③

金融機関を装ったメールから偽サイトへ誘導され、口座情報や暗証番号を入力したところ、預金を引き出された。



フィッシング詐欺の被害に遭わないためには、実在の企業などから心当たりのない不審なメールが届いても、記載されたURLをクリックしないことです。実在する企業では、IDやパスワード、暗証番号の入力を依頼するメールを送ることはありません。

実在する企業から届いたメールが本物が迷うときは、検索サイトでその企業の公式サイトを調べ、掲載されている電話番号に問い合わせましょう。また、偽サイトと思われるサイトでパスワードを入力してしまった場合は、すぐに公式サイトで新しいパスワードに変更しましょう。分からないことや不安なことがあれば、消費生活センターや警察（#9110）に相談してください。

相談事例紹介 「高額当選しました」というメールに注意

今月の相談

応募した覚えはないが、「〇億円当選しました。受け取りには手数料が必要です」というメールが届いた。指示通りにコンビニで電子マネーを購入し、カード裏面の番号を写真に撮って送信したが、何度支払っても当選金がもらえない。

今回のケースでは、電子マネーの領収書やメールの配信元とやり取りをしたメールが残っていたため、それらの証拠と経緯をまとめた書類を電子マネー運営会社に提出し、対応を依頼しました。その結果、メールの配信元は一部返金に応じました。

全国の消費生活センターには、「高額当選しました」というメールをきっかけに、手数料などの名目で金銭を要求されたという相談が多数寄せられています。しかし、応募をしていなければ当選することはありませんし、このようなメールから実際にお金を受け取れるということはありません。絶対にお金を支払わないでください。

また、「何かの間違いでは」「今後メールを送らないうで欲しい」などどこから返信や電話をするか、個人情報を出されてしまう可能性があります。このようなメールには、絶対に反応をせずに無視してください。メールの受信拒否設定をする際は、携帯電話ショップに問い合わせるか、携帯電話会社の公式ホームページで確認しましょう。

残念ながら簡単にお金が儲かる話はありません。

このようなメールをきっかけにトラブルが生じた場合は、消費生活センターや警察（#9110）に早急にご相談ください。



☎ 幕別町消費生活センター（☎55-5800）

地区	相談受付	場所
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内		札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

テレビショッピングで「1週間以内
返品可能」と言っていたマッサージ
チェアを購入した。うまく使えないため
返品を申し出たが「通電した商品は
返品できない。テレビ画面でも
表示している」と言われた。

番組を録画していたので
確認したところ、
最後に**小さな文字**
で**表示**されていたが、
気付かなかった。
使用しないと使い
心地は分からない。
返品したい。

(70歳代 女性)



テレビショッピング 返品条件をよく確認！

ひとこと助言

注文時に
よく確認



見守るくん

- テレビショッピングでは、番組内で「返品可能」などと紹介されていても、「未開封・未通電に限る」など、様々な条件が付いていることがあります。
- 番組内では重要事項の表示が小さかったり、表示時間が短かったりすることもあります。商品の印象や価格のお得感ばかりに気を取られず、冷静に判断することが大切です。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。電話で注文する際には、オペレーターに返品条件などを改めてしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。